

「平成20年度 第4回 飯塚市議会定例会」において  
行った「うへの伸五」の一般質問です。

(以下は質疑内容ですが、私の記録・答弁者からの聞き取りを、まとめたものですので議事録と全く同じではないという事を、ご承知おき下さい。)

小中一貫教育について

~~~~~

(うへの伸五)

上野伸五です、通告にしたがい質問させていただきます。最初に、先だつての議会に引き続き、小中一貫教育についてお聞きいたします。

校舎等のハード面については、現在、特別委員会において審査継続中でございますので、本日は、ソフト面についてのみお聞きしたいと思います。初めに、学校教育現場での現状についてお聞かせ下さい。

~~~~~

お答えいたします。

平成20年度、菰田地区及び穎田地区の小・中学校を「小中一貫教育調査研究校」に指定し、学校や地域の実態に応じた「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」について調査研究を実施しております。現在、基礎資料の収集や先進校の視察等に取り組んでいる現状です。具体的には、調査研究校では、これまでに「小中一貫教育推進のための組織づくり」「小中合同研修会」「先進地区視察」「小中合同学習」「小中合同行事」等を実施しています。

~~~~~

(うへの伸五)

視察に行かれたという事ですので、先進地の具体的な例についてご紹介をお願いいたします。

~~~~~

お答えいたします。

教育委員会としましても、県内の先進地として宗像市へ、全国的な先進地として、広島県呉市に視察に行つてまいりました。先進地区の小中一貫教育の事例としては、次のようにまとめることができます。

- ・小中で教育目標を統一している。
- ・全教科において9カ年のカリキュラムがある。
- ・前期(小1~小4)、中期(小5~中1)、後期(中2~中3)の教育区分を設定している。(これ以外の区分もある)
- ・小中一貫教育コーディネータを設置している。  
(教務主任、研究主任が兼務していることが多い。)
- ・兼務教員(乗り入れ授業をする教員)制を行っている。

これらの点を参考に、本市における、小中一貫教育の在り方を検討していく所存であります。

~~~~~

(うへの伸五)

そのような先進地の例を受け、今後、飯塚市教育委員会として、どのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせ下さい。

~~~~~

お答えいたします。

今後、調査研究校では、「小・中合同行事」「小・中合同研修会」「小・中合同授業公開」「小学生の体験入学」等を継続して実施しております。

また、教育委員会としましては、次年度も「小中一貫教育調査研究校」を指定し、先進地区の事例を参考にしまして、学校や地域の実態に応じた「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」について、継続して調査研究を実施いたします。

~~~~~

(うへの伸五)

最初にふれました、公共施設に関する特別委員会の計画素案の中で、額田地区小中学校については、23年度に工事着工する旨が明記されておると共に、他の公共施設、例えば図書館、体育館、公民館、支所機能などについても複合化や移設等の考えが示されております。この後に質疑させていただきます、コミュニティバスのルート構築や市民の利便性、将来的な財政効果等を考慮していただき、子ども達への配慮が大前提ではありますが、積極的な集中化、複合化を進めていただきたいと、考えておるところでございます。

額田町時代より、地域をあげて取り組んできた教育特区の思いが、今まさに、大きなカタチとして実現されようとしております。これも、執行部や教育委員会の皆様が、特区の活動を信じ、評価していただいた賜物だと、心より感謝申し上げます。

さて、先程の先進地におけるご答弁では、PTAや地域を巻き込んだ先進例は、なかったように思いましたが、そのような具体例はございますか。

~~~~~

お答えいたします。

PTAや地域を巻き込んだ先進例という事で調査いたしましたが、全国的にも、現在そのような取り組みがされている事例は見つけることができませんでした。

~~~~~

(うへの伸五)

額田地区としましては、ハードの整備や行政、教育委員会の尽力に甘んじることなく、地区として、更なる教育力向上のために努力する姿勢は変わっておりません。

飯塚市の教育モデルケースとして、市内の他地区にはモチロンのこと、全国にも発信出来るような、新しい取り組みが必ず生まれてくるものと、私は考えております。

今後とも、未来を担う子ども達のために理想的な教育環境の創造を、積極的に推進していただきますようお願い申し上げ、この質問を終わります。

~~~~~

コミュニティバスについて

~~~~~

(うへの伸五)

いよいよ次年度より、市民の皆様が待望されていた、コミュニティバスが市内全域で走り出すわけですが、そのルートについては、様々な要望や考え方があると思います。

そこで、先ずルート決定基準について、お聞かせ下さい。

~~~~~

平成21年4月から実証運行を開始いたしますが、コミュニティバス運行に関するルート決定基準についての、基本的な方針としては、市民(特に交通弱者)の生活を支え、本市の公共交通ネットワーク構築を目指すとの目的達成のため、

1. 市内各地区から飯塚地区へ移動する公共交通幹線への乗り継ぎを円滑にする。
2. 市内の主要交通結節点へのアクセスを向上させ、利便性の向上を図る。
3. 市内の主要公共施設や社会福祉施設、病院を中心とした拠点を整備し、公共交通の利便性の向上に努める。
4. 地区間移動を主として担う路線バスと地区内移動を担うコミュニティバスの役割分担を明確にし、共存を図る。
5. わかりやすく、誰もが気軽に安心して利用できる路線体系を構築する。

等々でございます。

~~~~~

(うへの伸五)

そのルートを決定する上で、特に重要視された重点項目を教えてください。

~~~~~

ルートを決定していく上での重点項目でございますが、合併前より運行されていた4地区のルートにつきましては、

1. 基本的に既存のバス路線及びバス停の変更はしない
2. 利用者が減少、または少ない路線は、新たな施設への乗り入れ等を検討する(庄内、穂波地区路線)
3. 地区間の乗り入れが可能な地区においては、乗り継ぎ拠点の共有化を行う(全路線共通事項)
4. 系統が複雑である路線を見直し、系統を分ける(庄内、穂波、筑穂地区路線)

という考え方のもとに、ルート編成を行っています。

また、今回新たにバスを運行することになる飯塚地区につきましては、交通空白地域への新規路線の設置は当然ですが、各地区の既存路線の延伸により空白地域の解消を図るという方針でルートを検討いたしました。

具体的には、

1. 二瀬、幸袋、鎮西地区は、新規路線設置
2. 東地区は、庄内地区の既存路線の延伸
3. 鯉田地区は、鯉田地区の既存路線の延伸
4. 菰田、明星寺地区は、穂波地区の既存路線の延伸

ということでルート編成を行っています。

~~~~~

(うへの伸五)

せっかくコミュニティバスを運行させるわけですから、公共施設の巡回ばかりではなく、日常生活への配慮も非常に大切だと考えるのですが、その点はどうなっていますか

市民の皆様が期待されているコミュニティバスの運行につきましては、絶対的要素といたしまして、交通空白地域等の解消はもちろんのことではありますが、交通手段を持たれていない人たちへの生活支援も、重要なことと考えています。その考え方の中で、中心商店街、病院、スーパー、社会福祉施設等への移動といった日常的な生活に利用できる公共交通を目指しています。

実際、アンケート調査でも、主な外出の目的地としまして、職場以外では、「商店・スーパー」、次いで「病院・診療所」となっています。

今回、新たな路線設定や、既存路線の一部変更を行う上で、このこと等を、念頭に置いて検討を重ねて参った次第でございます。

(うへの伸五)

利用者の利便性を高めるためには、全体時刻表の配布や乗り継ぎマップ、市内観光名所の紹介などが必須であると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか

現在、時刻表につきましては全世帯に配布するように前向きに検討中でございます。

(うへの伸五)

利用者の利便性が、より向上するように、今後とも努力していただきますようお願いいたします。

3年間は実証運行だという事ですが、その間、利用者の声を伺いながらのルート変更も必要不可欠だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

バス停の新設、路線の変更等、ルートの手直しにつきましては、今後の検討課題だと考えていますが、来年度からの実証運行開始時より乗降調査を行う予定でございます。

3年間という期間の中で、より利便性の高い、効率性のあるコミュニティバスの運行を実現するにあたり、路線の検証というのは欠かせないものと考えています。それを、どのように検証し、どう展開していくのか等々についての基本指針的なものを作ることが必要かと考えています。

また、いろんな方たちのご意見等を伺うことも重要なことと認識しています。利用者の声の反映という点では、「協議会」委員には、自治会長など各地域の代表者の方が選出されていますので、市民の皆さまのご意見等は、各委員を通じて反映されるものと考えております。

さらには、コミュニティバス及び公の施設内に「意見箱」を設置し、利用者の声を集約したいと考えていますし、4地区のこれまでの例からしますと、「利用者がバス運転士に直接意見等を言われ、その生の声を運転士が行政側に伝え、運行に反映させている」との事もございますので、そのようなことも含めまして、利用者の意見を伺うあらゆる方法を検討して参りたいと考えております。

(うへの伸五)

利用される方の意見を伺うのはバスの中が最適だと思います。文字に落としていただくことも大事ですが、運転手さんや利用者の間での会話の中からも、大きなヒントが得られると思います。

このような事からも、運転する方も重要視しなければならないと考えますが、運行委託については、どのようにお考えですか。

~~~~~

現在運行中の、ふれあいバス等の委託方法につきましては、穂波地区で運行している「ふれあいタクシー」を除きますと、随意契約で委託先が決定されていました。

来年度から運行を開始いたします、新しい飯塚市のコミュニティバスの委託方法につきましては、現段階で「協議会」での審議はされていませんが、先の総務委員会でも答弁していますが、指名競争入札での委託業者の選定を考えていますので、今月開催予定の協議会に事務局として提案する予定にしています。

~~~~~

(うへの伸五)

先日、額田地区でも孤独死の事例が発生し、その発見までには、かなりの時間を要しています。一人でも多くの顔なじみをつくるという意味からもコミュニティバスの運転手は大きな存在感を発揮する事になると思いますので、出来得る限り、地域とのコミュニティを考慮していただきたいと、お願い申し上げますと共に、国からの助成期間3年間を経過した後においても、サービスを低下させることなく運行確保出来る体勢をきちんと整えていただきますように申し述べ、この質問を終わります。

~~~~~

#### 定額給付金について

~~~~~

(うへの伸五)

現在、定額給付金というものが話題になっており、様々な報道がなされております。

そこで、この制度や今後の予定についてお伺いしたいと思います。まず、定額給付金とはどのようなものなのかについてお尋ねしたいと思います。今回の定額給付金事業、この制度の目的はどのようなものでしょうか。

~~~~~

定額給付金事業につきましては、12月3日に開催されました県での説明会において示されました、総務省の「たたき台」に基づき答弁をさせていただきますが、現段階において決定しているということではありませんのでよろしくお願ひします。

今回の定額給付金事業の目的としましては、政府が緊急経済対策の中で提示した制度で、景気後退下での住民の不安に対処するために、住民への生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としています。

~~~~~

(うへの伸五)

それではこの事業の実施主体は国なのでしょうか、それとも市町村になるのでしょうか。

~~~~~

実施主体は市町村となっておりますが、事業の実施に要する経費で、給付費の総額及び給付に係

る事務費は国の補助10分の10です。ただし、事務費における人件費の本給及び備品購入費は対象外とされています。

~~~~~

(うへの伸五)

給付額はどのようになるのか具体的に教えて下さい。

また、当飯塚市全体としての給付総額は如何ほどになりますか。

~~~~~

給付額につきましては、一人当たり12,000円です。基準日において、65歳以上の方と18歳以下の方は20,000円となっています。

たとえば、夫婦二人と18歳以下の子供二人の世帯では、合計で6万4千円が給付されることとなります。市全体では、約20億円ほどになっております。

~~~~~

(うへの伸五)

この事業における給付対象者及び受給権者の要件はどのようになっていますか。

~~~~~

給付対象者としましては、基準日において、住民基本台帳に記録されている者、外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者とされており、対象と考えられる外国人は、特別永住者、永住者、日本人の配偶者、定住者などであり、対象外と考えられる者は、観光等の短期滞在者、不法滞在者などであり、就労目的または非就労目的で在留する外国人は、詳細な検討が必要であるものとされており。

また、受給権者は、そのものの属する世帯の世帯主とされています。

なお、基準日は、平成21年1月1日か2月1日で検討中とのこととあります。

~~~~~

(うへの伸五)

では先程の、ご夫婦お二人と18歳以下の子どもさん二人の世帯の例で申しますと、合計6万4千円の給付は、世帯主が一括して受け取る事になる、ということですね。

~~~~~

その通りでございます。

~~~~~

(うへの伸五)

国の第2次補正予算案に追加計上の予定として「子育て応援特別手当」の話も出てきているようですが、この制度とは何らかの調整はされるのでしょうか。

~~~~~

総務省では、厚労省が実施予定とする「子育て応援特別手当」が現段階において、どの程度制度設計されているか了知していないが、調整可能であれば調整したいとのこととあります。

~~~~~

(うへの伸五)

なるほど、では定額給付金に話を戻しますが、次は給付条件についてお尋ねいたします。

今回の給付事業において所得制限などを設ける予定がありますか。

~~~~~  
今回の給付事業における、所得の高い方の取り扱いにつきましては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本としていますが、希望する市町村は一定の所得以上の世帯構成者には給付しないことができるとしております。

その場合の所得基準額の下限は、1,800万円となっております。

~~~~~  
(うへの伸五)

その所得制限について当市飯塚市としてはどのような考え方を持っておられますか。

~~~~~  
所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本としており、福岡県市長会や全国市長会等でも統一的な取り扱いに向け調整がされているところであります。

~~~~~  
(うへの伸五)

各々の市長会においても所得制限は設けない方向で調整されていると聞き及びます。

飯塚市としてもそれに従うと理解をしておきます。では、担当窓口や手続、支給方法についてですが、今回の給付事業を担当する窓口はどこになり、どのような体制で望もうとされていますか。

~~~~~  
担当窓口、体制につきましては、総務部内に「定額給付金対策室」を設置し、室長、及び主任職員2名の計3名が12月3日より兼務でございますが、定額給付金に対応すべく、事務を進めているところでございます。今後の事業の推移により、事業の詳細が具体化してくれば、支所も含めた全庁的な協力体制を整える必要があろうかと考えております。

~~~~~  
(うへの伸五)

申請手続きはどのように行い、どのような形で支給される事になるのか教えて下さい。

~~~~~  
申請方法としては、まず市が世帯主に申請書を郵送いたします。次に、対象世帯主から郵送または窓口にて申請書を提出いただきます。そして給付方式ですが、指定された口座に振込む方式か、窓口で直接現金を給付する方式が示されていますが、できるだけ口座振込みの方式が望ましいと考えられています。

~~~~~  
(うへの伸五)

そして給付日についてですが、給付開始日はいつになるのか、また、最終期限をいつにされるおつもりでしょうか。

~~~~~  
給付開始日につきましては、「年度内の給付開始を目指して市町村において決定する」とされておりますが、転入・転出による調整も必要となることなどから、統一した開始日とするよう、全国市長会を通じて要望を上げたところであり、さらに県を通じて、国に要望したいと考えております。

また、給付の最終期限につきましては、給付申請受付開始日から3ヶ月から6ヶ月以内で、ただいま国の方で検討がなされております。

~~~~~

(うへの伸五)

現段階では今年度内の給付を目指すという事で、理解をしておきます。

それでは、市民や行政が気を付けなければならない点について、あれば教えて下さい。

~~~~~

定額給付金の給付に当たっては、個人情報の管理には万全を期すとともに、対象の方にもれなく、安全・確実に、窓口で混乱が生じないように支給しなければならないと考えられます。

また、なりすましや、振り込め詐欺などの犯罪に利用されないような配慮が必要であると考えます。

~~~~~

(うへの伸五)

ご答弁にもありました様に、飯塚市全体で約20億円が動く制度です。支給する行政も、手続きをする市民の皆さまにも慣れない作業となり、そこに詐欺などの犯罪が付け込む可能性も考えられます。

事前の周知等を十分に行っていただき、住民生活の支援という、定額給付制度の主旨を全うしていただきますよう、新設された対策室の対応にご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。